第三節　役員及び職員

（役員）

第七百七十一条　機構に、役員として、理事長及び監事を置く。

2　機構に、前項に規定する役員のほか、定款で定めるところにより、役員として、副理事長又は理事を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第七百七十二条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長。以下この項において同じ。）を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4　監事は、機構の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6　理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

（役員の任命）

第七百七十三条　理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2　副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3　代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

（役員の任期）

第七百七十四条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第七百七十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　代表者会議の委員

（役員の解任）

第七百七十六条　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。

2　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一　刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

二　破産手続開始の決定を受けたとき。

三　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

4　代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（役員の兼職禁止）

第七百七十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七百七十八条　機構は、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長又は副理事長。次条において同じ。）がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表権の制限）

第七百七十九条　機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

（職員の任命）

第七百八十条　機構の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第七百八十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節　業務

（業務の範囲）

第七百八十二条　機構は、第七百六十一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　機構処理税務事務を行うこと。

二　地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修

三　地方税に関する調査研究

四　地方税に関する広報その他の啓発活動

五　地方税に関する情報システムの開発及び運用

六　地方税に関する情報システムに関する事務の受託

七　地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第七百八十三条　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（運営審議会）

第七百八十四条　機構に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、定款で定める数の委員をもつて組織する。

3　委員は、地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

4　委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。

5　理事長は、次に掲げる事項について、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一　第七百六十九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項

二　その他定款で定める事項

6　理事長は、前項第一号に掲げる事項について代表者会議の議決を求めるときは、運営審議会が当該事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。

7　運営審議会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、運営審議会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。

8　理事長は、第五項及び前項の規定により運営審議会が述べた意見を尊重しなければならない。

（機構処理税務事務管理規程）

第七百八十五条　機構は、機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理税務事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。